当該事業に係る病院又は診療所の管理者に関する医療法施行規則第三十条の十四の規定の適用については、同条の表中

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室

とあるのは、

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影を除く。）	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で磁気共鳴画像診断装置使用室において撮影を行う場合	

とする。

備考　表中の「　」の記載は注記である。

附　則

この命令は、平成三十年六月十五日から施行する。

告　示

○農林水産省告示第三百十五号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月六日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
一・二　（略）	
三　冬キャベツ	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）

改正前	
一・二　（略）	
三　冬キャベツ	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）